

別記（第3条関係）

この協定における甲及び乙の活動等は、次のとおりとする。

1 活動等の基本

甲は、会員である警備業者（以下「会員業者」という。）を通じ、業務に支障のない可能な範囲で、この協定に定める活動等を行うものとする。

乙は、この協定に定める甲の活動等に関し、各種情報の提供、助言等の必要な支援を行うものとする。

2 活動内容

(1) 犯罪情報等の提供及び活用

ア 乙は、メール、SNS、スマートフォン用アプリ等を通じて、甲に最新の犯罪情勢や犯罪の被害防止に資する資料を適宜提供するとともに、甲による各種活動の参考となる情報及び資料を必要に応じて個別に提供するものとする。

イ 甲及び会員業者は、アにより乙が発信する犯罪情報、啓発資料等を積極的に収集するものとする。

ウ 甲及び会員業者は、乙が発信する啓発資料等を用い、その従業者、顧客等に特殊詐欺、侵入盗、自動車盗等の各種犯罪の被害防止対策に係る広報啓発活動を行うものとする。

エ 甲及び会員業者は、業務を通じて把握した事件事故等の発生及び予防に関して参考となる情報を認知したときは、速やかに当該場所を管轄する警察署へ情報提供するものとする。

(2) 具体的な被害防止活動

ア 甲は、会員業者を通じ、業務上立ち寄る金融機関、商業施設及びATM設置のコンビニエンスストアにおいて、駐留警戒を行うとともに、携帯電話で話しながらATMを操作している高齢者等を認めるときは、積極的に声掛けを行い、特殊詐欺被害が疑われる場合には、警察へ通報するものとする。

イ 甲は、会員業者を通じ、乙から提供された情報等に基づき、業

務を通じて次に定める活動を行うものとする。

(ア) 侵入盗、自動車盗をはじめとした各種犯罪が多発し、又は犯罪の発生が予想される場所及びその付近における防犯パトロール

(イ) 子供の通学時間帯における学校周辺及び通学路周辺の見守り活動

ウ 乙は、県民が著しく不安を覚える侵入盗をはじめとした犯罪等が連続して発生した場合において必要により、甲に対して防犯パトロールを依頼することができるものとし、甲は、会員業者を通じ、同依頼に基づき防犯パトロール及び機械警備業務等契約顧客への注意喚起を行うものとする。

エ 会員業者の行う防犯パトロール活動に際しては、業務に支障のない会員業者の使用車両に甲が指定する防犯パトロール中である旨を表示するものとする。

(3) 防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置促進並びに記録データの提供

甲は、会員業者による防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置促進に努めるとともに、別紙「防犯カメラ及びドライブレコーダーの記録データ提供要領」に基づき、事件事故等の発生に伴い、警察から記録データの提供依頼があった際は、会員業者が保有する記録データを必要な範囲で速やかに提供するものとする。